

繊維製品における資源循環ロードマップの進捗

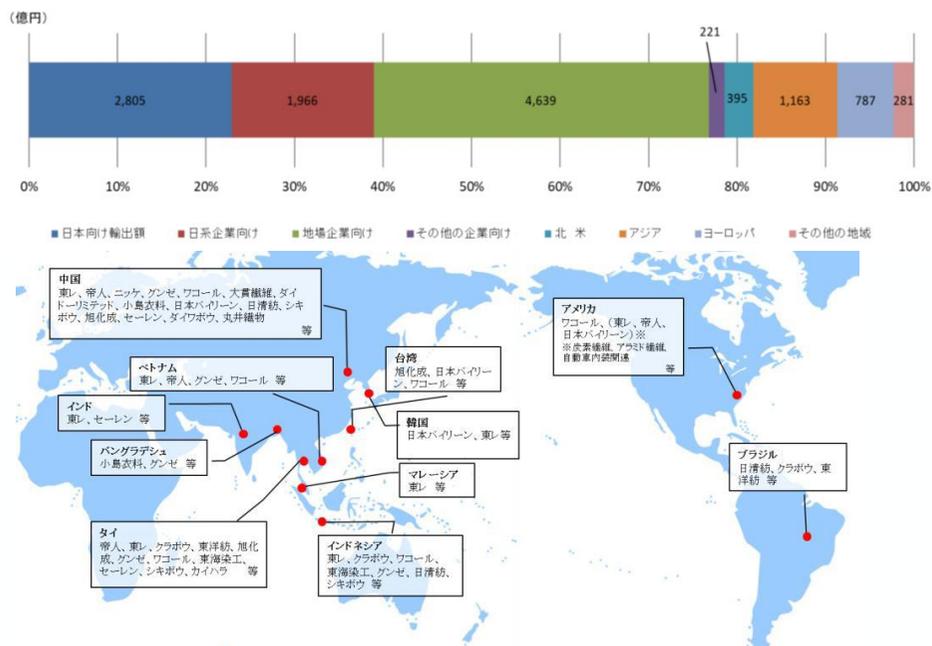
令和8年1月

製造産業局 生活製品課

繊維製品におけるサステナビリティ推進の動き

- 繊維産業は、エネルギーや水等の使用による環境負荷が大きいとの指摘もあり、ファッションにおけるサステナビリティに対する関心が高まっている。
- 他方、我が国の繊維企業が企画・製造する繊維製品は、海外拠点での生産の割合が高く、我が国への輸入の他、欧州等の第三国への輸出も多く、国際展開によって産業競争力を維持してきた。
- 今後、我が国の繊維産業が、グローバルに産業競争力を維持・強化していくためには、環境負荷の低減や人権への配慮等が不可欠。

我が国の繊維産業企業の現地法人での売上高の内訳と海外進出状況



出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」(2023)。東洋経済新報社「海外進出企業総覧」(2023)。

サステナブルファッションの認知と関心



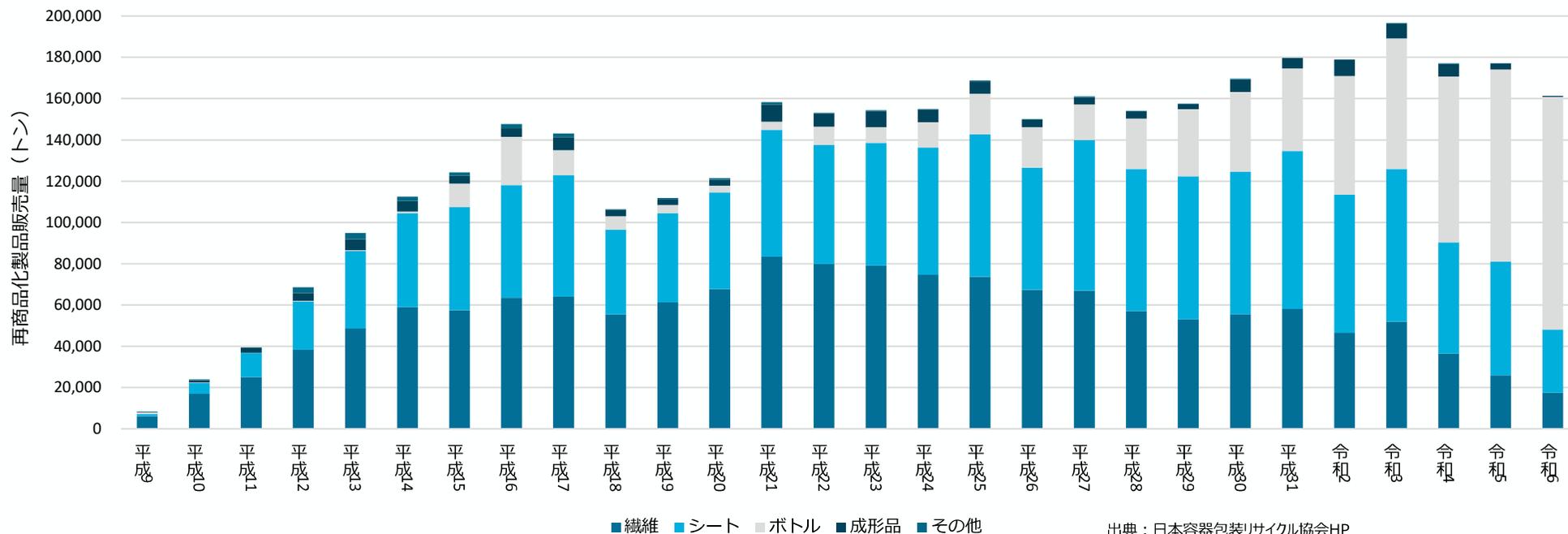
出典：環境省調べ (調査期間：2023年1月3日～1月10日)

具体的な取組を行って6か月以上である	3.0%
具体的な取組を行って6か月未満である	0.7%
関心があり、ここ1ヶ月以内にできることは実行したい	3.2%
関心はあるが、日常生活の中で具体的な行動は起こしていない	29.2%
知っていたが全く関心はない	16.0%
(アンケートに回答するまで)サステナブルファッションを知らなかった	47.9%

繊維から繊維の水平リサイクル推進の必要性

- 従来、リサイクル繊維は廃ペットボトルを再生利用したものが主流だった。他方、近年では、廃ペットボトルは再生ペットボトルの原料としての需要が増加しており、リサイクル繊維に再生利用される廃ペットボトルは減少傾向。
- 一方で、国内外でサステナビリティの関心が高まる中、リサイクル繊維の需要は増え続けている。その為、故衣料品を原料とした繊維から繊維への水平リサイクル（繊維to繊維リサイクル）を推進することは、国内の故衣料品の廃棄量削減のみならず、我が国の繊維産業の競争力強化に欠かせない取組となりつつある。

容器包装リサイクル制度における
廃ペットボトルのリサイクル用途別販売実績の経年推移

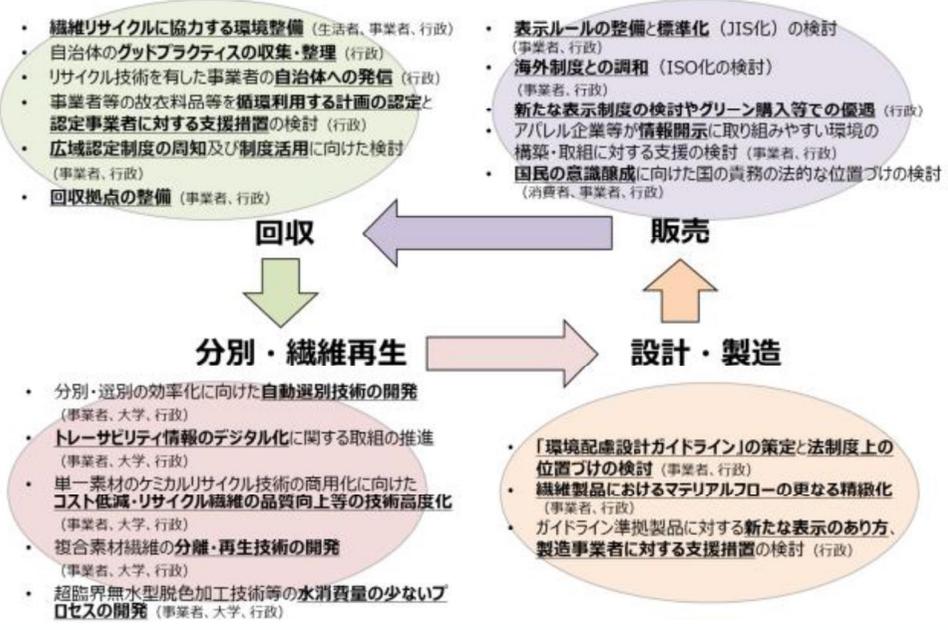


出典：日本容器包装リサイクル協会HP

これまでの繊維製品の資源循環に向けた議論

- 我が国の繊維関連企業が、今後需要拡大が見込まれる海外市場においても競争力を維持・確保していくためにはサステナビリティの推進が極めて重要。経済産業省では、2023年9月に「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書において、回収、分別・繊維再生、設計・製造、販売の4つの論点の課題の整理と取組の方向性がとりまとめられた。
- その後の繊維産業小委員会では、同検討会でとりまとめられた取組の方向性に基づき、2030年に向けて取り組むべき具体的な政策について審議され、「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」、「繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン」が策定された。

繊維製品における資源循環システム検討会



環境配慮設計GL

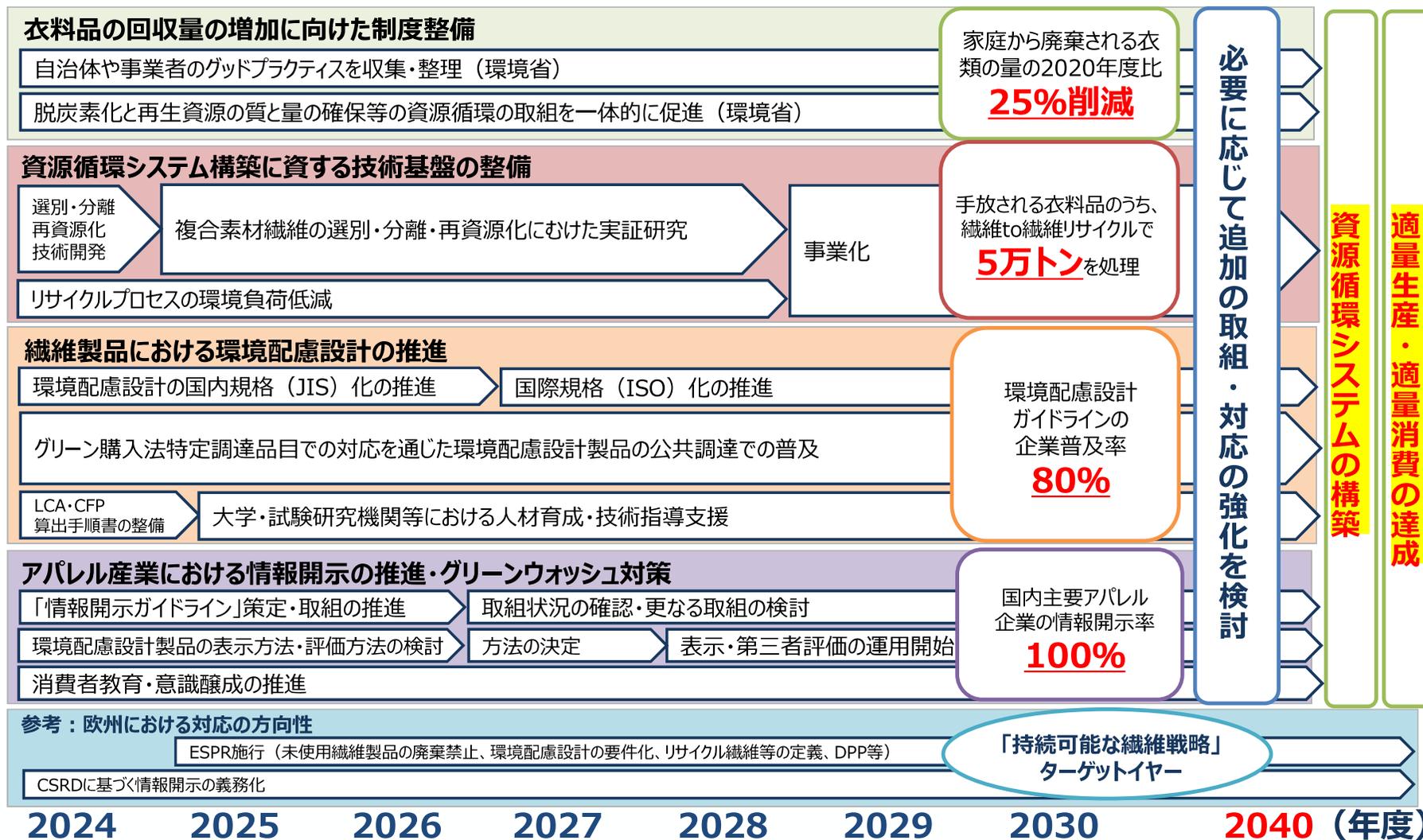
- 事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等、国内外の動向を踏まえ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定。
- 合わせて評価基準や評価方法を設定し、ISO化を見据えつつ、JISを策定中。

環境配慮情報開示GL

- 消費者等に向けて、主体的に情報開示を行うことができるよう策定。
- 国内外の制度動向の紹介や、情報開示が期待される項目を設定。さらに、中小企業の開示事例や用語集も掲載し、大半を占める中小企業の活用を後押し。

繊維製品における資源循環ロードマップ

- **2040年の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成**を目指し、そのための**KPI**を設定。まずは、それぞれの項目で**2030年をターゲットイヤーとした個別目標**を達成していく。



衣料品の再利用・再生利用

- 消費者から排出された衣料品のうち、回収された後、廃棄されずに再利用される方法は、現時点においては大まかにリユース（国内・海外）、ウエス化、反毛化、ケミカルリサイクルの4種類が存在。

リユース

- 手放された衣料品のうち、再利用が見込める衣料品は、国内のリユースショップやアパレルで古着として販売をされたり、海外の衣料品需要に応えるために輸出される。
- 従来のリユースショップ等での販売に加え、アパレル企業による自社製品の再販や、フリーマーケットアプリの活用といった新たな販路も注目されつつある。



資料：ナカノ株式会社HPより抜粋

反毛化

- 使用済み衣料を繊維状に戻し、新たな糸や不織布などに再利用する技術。
- 自動車資材等の産業用資材が主な用途であったが、再生糸の品質向上により、衣料品への再利用も一部で進みつつある。



資料：日本毛織株式会社より提供

ウエス化

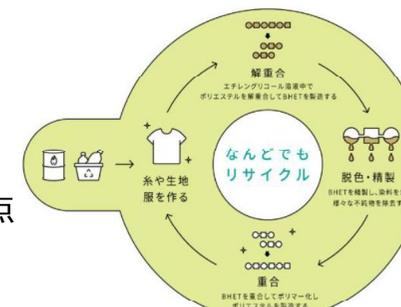
- 綿素材やタオル等を中心に、不要な衣料品を清掃用布（ウエス）として再利用する方法。
- 主に工場や整備現場で油汚れの拭き取りなどに使われる。



資料：ナカノ株式会社HPより抜粋

ケミカルリサイクル

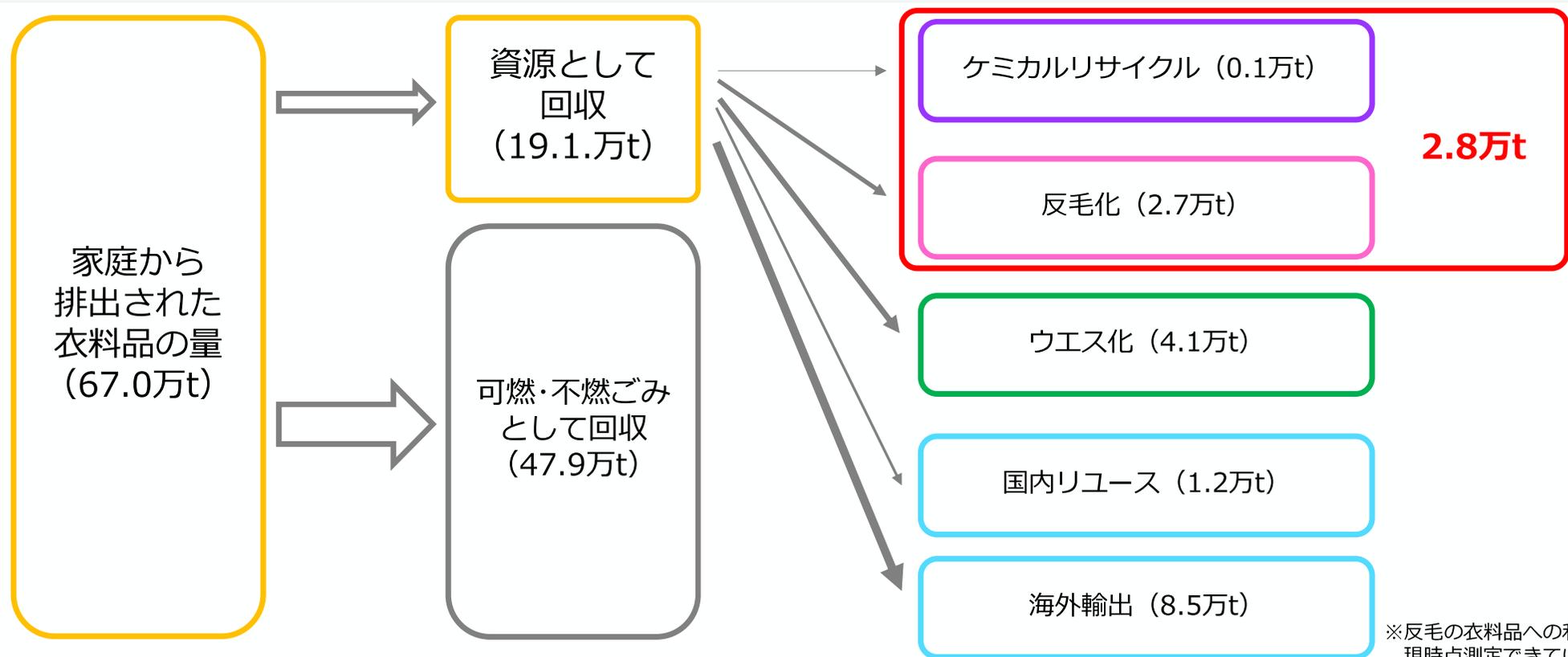
- 一部の素材に限り、化学的処理により繊維を原料レベルに分解し、再び素材として再利用する技術。
- 100%同素材でないと不可能な点や、環境面や価格面におけるコストが大きな課題。



資料：株式会社JEPLANより提供

衣料品のリサイクル

- 2024年の調査によると、一年間に家庭から排出される衣料品の廃棄物の量は約67万tであり、うち、約19万tが資源として回収されている。また、そのうちの8割にあたる約17tが、様々な方法で再使用・再利用されている。
- 現時点においては、反毛化も含めた繊維to繊維リサイクル処理量は2.8万tと推計される。



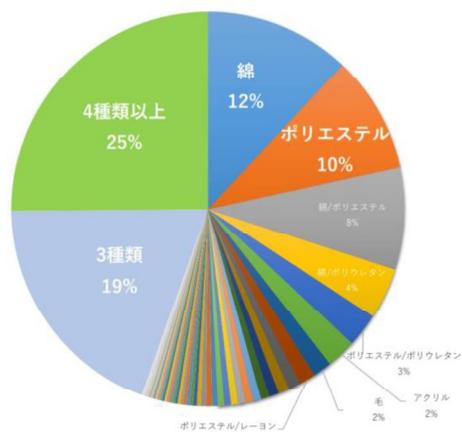
※反毛の衣料品への利活用割合は現時点測定できていない

**現時点において、反毛リサイクルも含めた繊維to繊維リサイクルは約2.8万t。
将来的には、反毛製品を含めない繊維to繊維リサイクルにおいても5万トンの再利用を目指していく。**

繊維to繊維リサイクルの技術開発

- 現在我が国で手放される衣料品のうち、約 7 割は混紡・混織等の複合素材繊維であるが、現状の廃繊維の再資源化については、構成する繊維種ごとに単一素材に分離することが不可欠であり、現状のリサイクル技術では、技術的・コスト的課題により困難。
- このため、これまで、各社によるリサイクル技術開発や、NEDOによる先導研究プログラムによって繊維リサイクル関連の技術開発等が行われてきたものの、引き続き複合素材繊維の再生に向けた分別・分離・再繊維化技術の開発が重要。
- こうした状況も踏まえ、「バイオものづくり革命推進事業」の第3回公募において繊維 to 繊維の資源循環構築の実現に向けた研究開発・実証が採択されたところであり、引き続き取組を進める必要がある。

手放された衣類の素材別割合（行政回収）



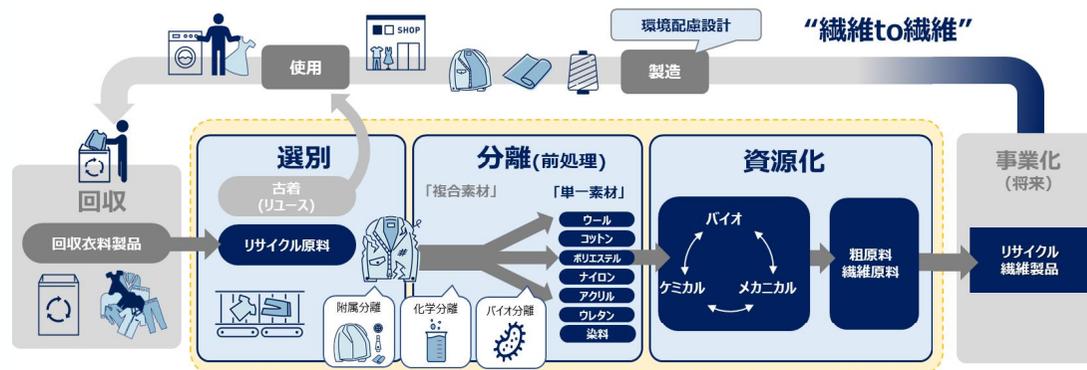
単一素材：約27%
 2種素材：約28%
 3種素材：約19%
 4種以上：約25%

出典：環境省（ナカノ株式会社協力）調べ。
 調査期間：2022年12月7日～2023年1月13日 計20日間
 調査量：3479kg 神奈川・東京・静岡の行政回収品から単一素材、2種素材、3種素材をそれぞれ調査、4種以上は一括り

繊維 to 繊維の資源循環構築の実現に向けた研究開発・実証

採択者

帝人フロンティア株式会社、倉敷紡績株式会社、東レ株式会社、
 日清紡テキスタイル株式会社、日本毛織株式会社、
 公益財団法人地球環境産業技術研究機構



(参考) 繊維to繊維 資源循環構築コンソーシアムの設立

繊維to繊維の資源循環の構造



「バイオものづくり革命推進基金事業」に採択された「繊維to繊維の資源循環システム構築の実現に向けた研究開発・実証」の実施、及び資源循環の実現を本コンソーシアムで目指します。

繊維製品の環境配慮について

- 繊維産業は、設計・製造の工程において、特に温室効果ガスの排出や水の使用量等の観点から、国内外から環境負荷の高さが指摘。
- 欧州を含む一部の海外市場においては、法制度や国際認証において、環境に配慮した設計・製造の要件が規定されつつある。このような中で、我が国の繊維産業も、一部の企業等からの求めにより環境配慮設計が求められており、年々その要求は高まりつつある。

繊維製品の環境配慮設計の例

原糸メーカー

糸の原料については、環境負荷の少ない原材料の使用、生産工程では、GHG排出抑制・省エネルギーが求められる。また、場合によっては故繊維を再利用する「繊維製品のリサイクル」への取組も必要。

製織・ニット、縫製

生産工程では、廃棄物の抑制や、耐久性を含む長期使用に向けた工夫が求められる。



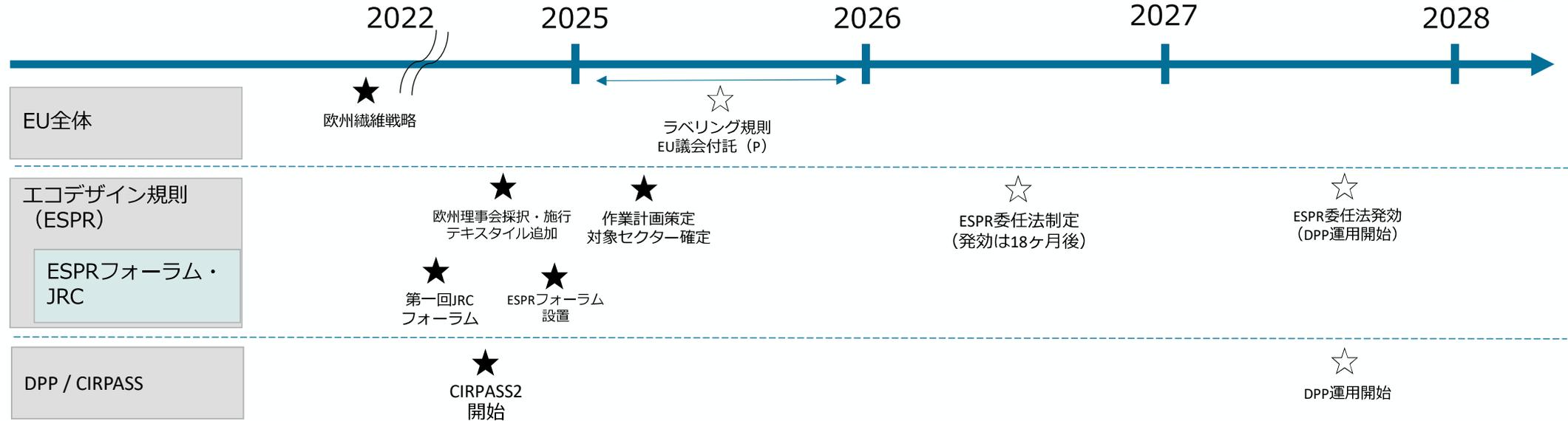
染色加工

水使用が多いため、水資源への配慮が求められるほか、GHG排出抑制・省エネルギーや、染料や加工材など化学物質についての安全性の配慮も求められる。

アパレル・小売

設計段階において、易リサイクル設計や長期使用が求められる。販売段階においても、包装材の抑制や、消費段階においてリペア・リユースサービスの活用、繊維くずの発生抑制が求められる。また、消費者に渡った後は、繊維製品へのリサイクルも必要。

(参考) 欧州の制度動向とその対応



エコデザイン規則 (ESPR)

- 2024年7月施行。EU域内を流通するほぼすべての製品のエコデザイン要求事項を設定する「枠組み法」。**検討が優先される製品に「繊維」が含まれる。**
- エコデザインフォーラム内外で、DPP (デジタルプロダクトパスポート) の詳細、未使用繊維製品の廃棄禁止、ラベリング等の改正の詳細が検討される。**2025年4月に「作業計画」が発表され、繊維は優先的に検討する製品グループの一つとなり、現在、委任法等の詳細が検討されているところ。「標準開発」については今後CEN/CENELECにおいて標準が検討されるが、先んじていくつかの規格は検討が進んでいる。**
- 2026年に繊維を含む最初のESPRの委任法が公表**される見通し。なお、発効は18ヶ月後となる予定のため、**2027-2028年には施行**される見通し。(エコデザインフォーラム)
- 業界団体、加盟国の当局、その他の公共団体を含む、様々な利害関係者を代表する250名までのメンバーで構成。
(JRC : Joint Research Center)
- EU委員会内に設置され、各セクターのサプライチェーンの現状等の準備研究をエキスパートと議論し実施。

DPP (デジタルプロダクトパスポート)

- 製品の持続可能性・循環性・コンプライアンスに関する固有情報にアクセスできるようにするもの。繊維製品に求められる項目等については、今後検討され、個別の委任法と同じ発効日で運用される (**繊維の場合には、2027-2028年見込み**) 。
- DPPに必要なシステム要件については、2025年末までに整合規格がEUで使用可能になるとされ、2026年にはDPP導入の欧州委員会のサポートが開始される見込み。
- DPPの相互運用性を実現可能にするためのユースケースを実証するCIRPASS 2の動向も注視しつつ、日本国内においても対応ができるよう早急な検討が必要。

繊維製品の環境配慮設計ガイドライン（繊維環境配慮設計GL）

- 我が国の繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、2024年3月に策定。事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等の国内外の動向を踏まえつつ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定した。
※環境配慮設計GLは、環境配慮設計項目を策定したものであり、環境配慮設計製品の基準を定めたものではないことに留意。
- 現在は、ガイドラインの普及を図りつつ、国内規格（JIS）化を実施。欧州標準化委員会（CEN）TC248において、繊維の資源循環に関する標準が作られている中、環境配慮設計GLもISO化に向け、ISO/TC38新規提案の準備に着手しているところ。

環境配慮設計項目一覧

1. 環境負荷の少ない原材料の使用
2. GHG排出抑制、省エネルギー
3. 安全性への配慮
4. 水資源への配慮
5. 廃棄物の抑制
6. 包装材の抑制
7. 繊維くずの発生抑制
8. 長期使用
9. リペア・リユースサービスの活用
10. 易リサイクル設計
11. 繊維製品のリサイクル

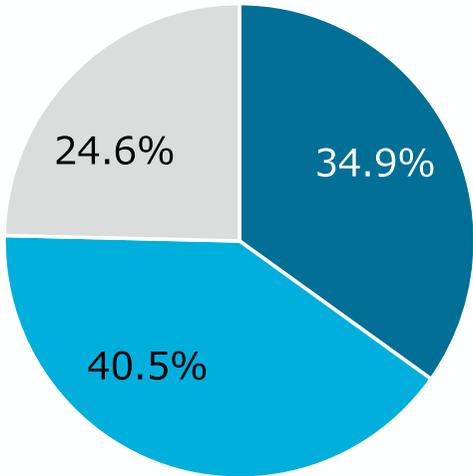
今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- **ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等**を検討する。

環境配慮設計GLの普及率

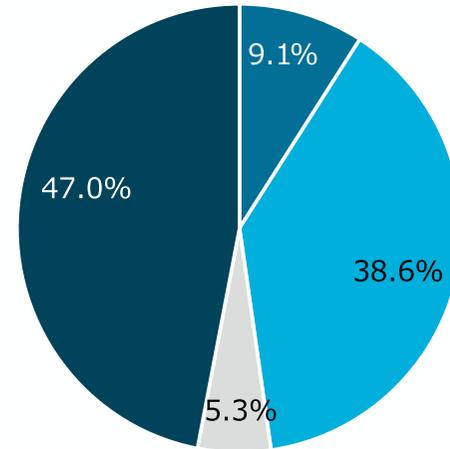
- 環境配慮設計ガイドラインの認知度は「知っている」と「聞いたことがある」で約75%、「知らない」は約25%（n=410、無回答1）。事業における活用状況は、「普段から活用」と「場合によって活用」で約48%（n=264、無回答147）。

環境配慮設計GLの認知度



- 1. 聞いたことはあり、中身も知っている。
- 2. 聞いたことはあるが、中身は知らない。
- 3. 知らない。（聞いたことはない。）

環境配慮設計GLの事業活用状況



- 1. 普段から事業で活用している。
- 2. 場合によっては活用している。
- 3. 活用したことがある。
- 4. 活用したことはない。

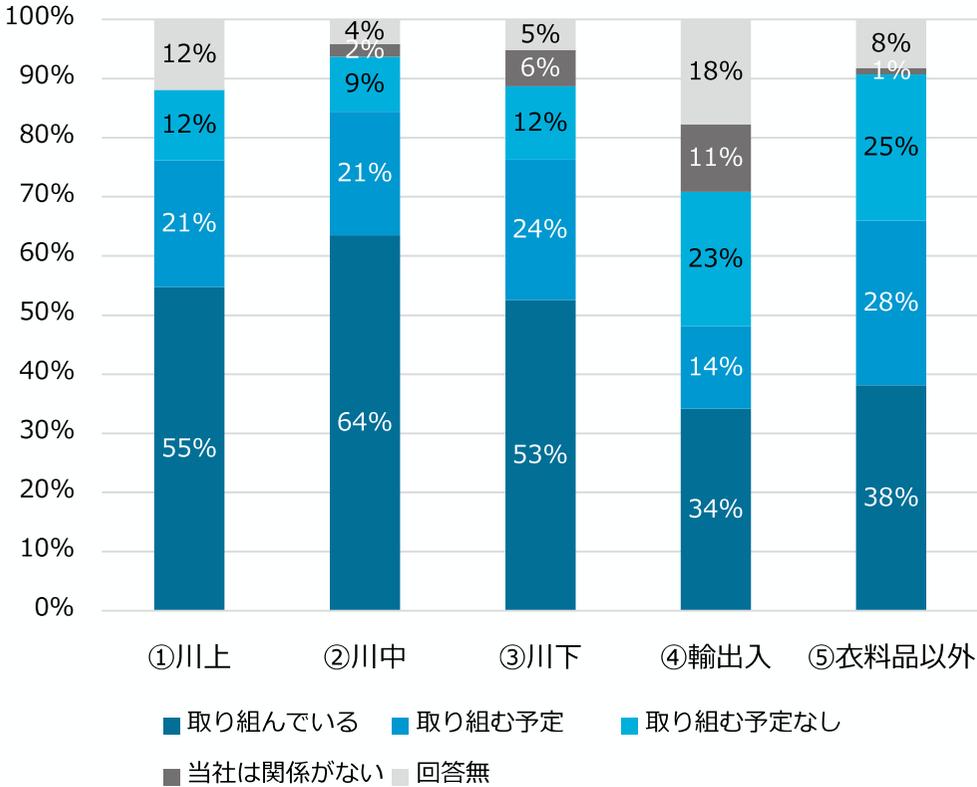
業界団体に所属する企業のうち、KPIである「繊維環境配慮設計GLに記載された環境配慮項目に則って事業活動を行う繊維・アパレル企業」の割合は、推計47.7%。

※なお、企業規模等の関係から、回答率が低い団体も散見されるため、**実態の数値はこれより低くなる可能性。**

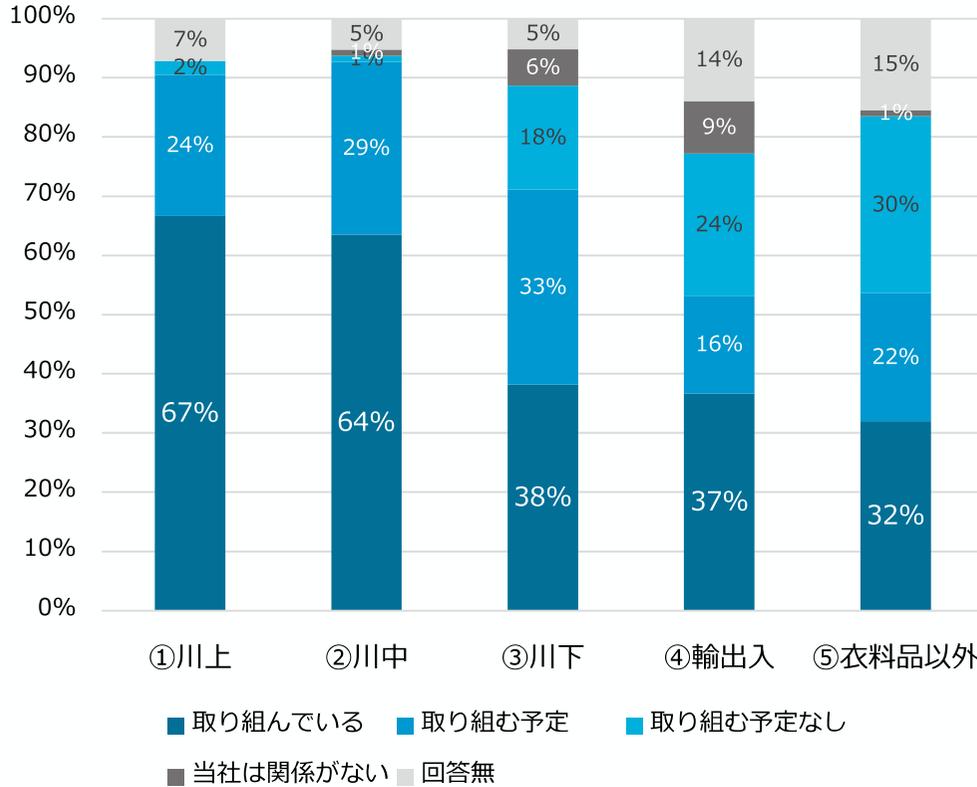
項目ごとの環境配慮設計GLの取組状況

- 環境配慮設計GLの項目の1つである、環境負荷の少ない原材料の使用、GHG排出抑制、省エネルギーの取組について、川上工程（繊維原料・紡績等）、川中（製織、ニット、染色整理等）工程の事業者は取り組む企業の割合は50%を超えている。他方、川下（縫製・アパレル等）、輸出入と言った販売側に近い業種においては、取組を行う事業者が少なくなることがわかり、引き続き環境配慮の推進が必要。

環境負荷の少ない原材料への取組状況



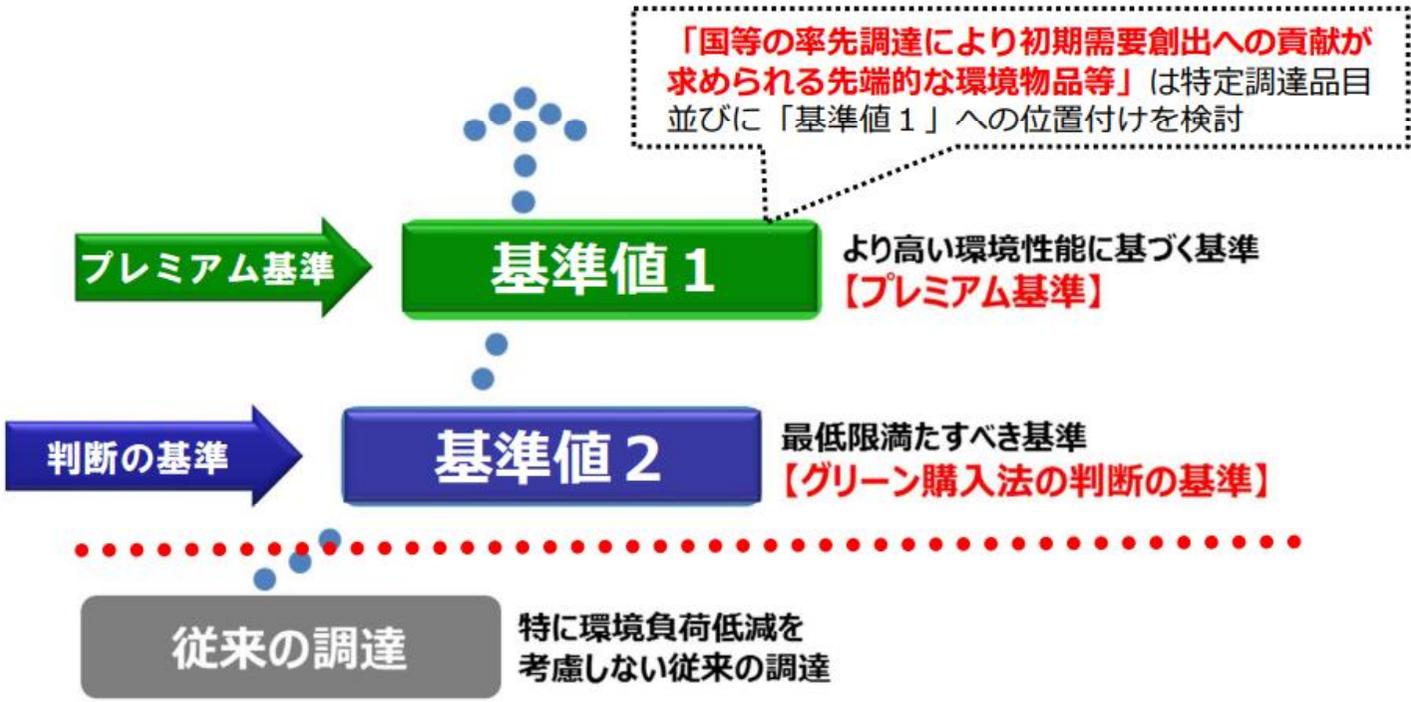
GHG排出抑制、省エネルギーへの取組状況



グリーン購入法 判断の基準等の見直しについて

- 繊維to繊維リサイクル、環境配慮設計の推進においては、供給面の整備のみならず、需要創出についても取り組む必要性。この点、これらに資する製品について、民間需要に先駆けて公共調達における需要拡大を推進することは極めて有効。グリーン購入法の「繊維製品」における判断の基準等の見直しについても、基準の見直しを検討しているところ。
- これらの推進においては、「基準値1の新設」「基準値2の変更・対象の拡大」「配慮事項の追加」を検討。

2段階の判断の基準の考え方



制服・作業服等の判断の基準等の見直しについて

- 繊維製品においては、衣料品は環境配慮設計・リサイクルが最も推進されてきた物品の一つ。その中でも、同製品を大量生産することが出来る、公共調達¹の制服・作業服、帽子、靴（制服・作業服等）においては、以下の基準とする方向で検討。

基準値1の新設（AND基準）

- ✓ **カーボンフットプリント**の算定・開示
- ✓ **製品使用後の回収及び再使用又は再生利用**のシステム構築

※こちらの基準と、基準値2のどれかを満たすことで、基準値1と判断される。

基準値2の変更・対象の拡大（OR基準）

- ✓ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率→25%以上から**50%以上**に強化
- ✓ 故繊維から得られるポリエステル繊維配合率→**10%以上**に据え置き
- ✓ 新たに、故繊維から得られるポリエステル繊維を除く繊維製品由来の再生繊維配合率の基準を設定→**5%以上**
- ✓ 新たに、ポリエステル繊維と他の繊維からなる混紡繊維の基準を設定
→再生PET由来のポリエステル繊維配合率ーポリエステル繊維重量比**50%以上**
繊維製品由来の再生繊維配合率ーポリエステルを除く繊維部分全体重量比**5%以上**
- ✓ 植物由来合成繊維配合率とバイオベース合成ポリマー含有率→25%以上から**30%以上**、10%以上から**12%以上**に強化
- ✓ **エコマーク認定基準**（No.103、No.143）を追加

配慮事項の追加

- ✓ 製品の**環境配慮設計**を行うこと

※新たに設定又は強化した基準値2については、令和8年度1年間の経過措置を設定

資源有効利用促進法の改正法について

- 2025年5月、資源有効利用促進法が改正され、以下の4つの制度の詳細が検討中。現在、②環境配慮設計、④CEコマースの新制度において、制度の対象製品として、一般衣料品が検討されているところ。
※制度のベースとなる判断基準や、対象範囲の外縁等は、資源循環経済小委員会等で別途検討。

① 再生資源の利用計画策定・定期報告（指定脱炭素化再生資源利用促進製品）

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進（資源有効利用・脱炭素化促進設計指針）

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計（解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計）の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進（指定再資源化製品）

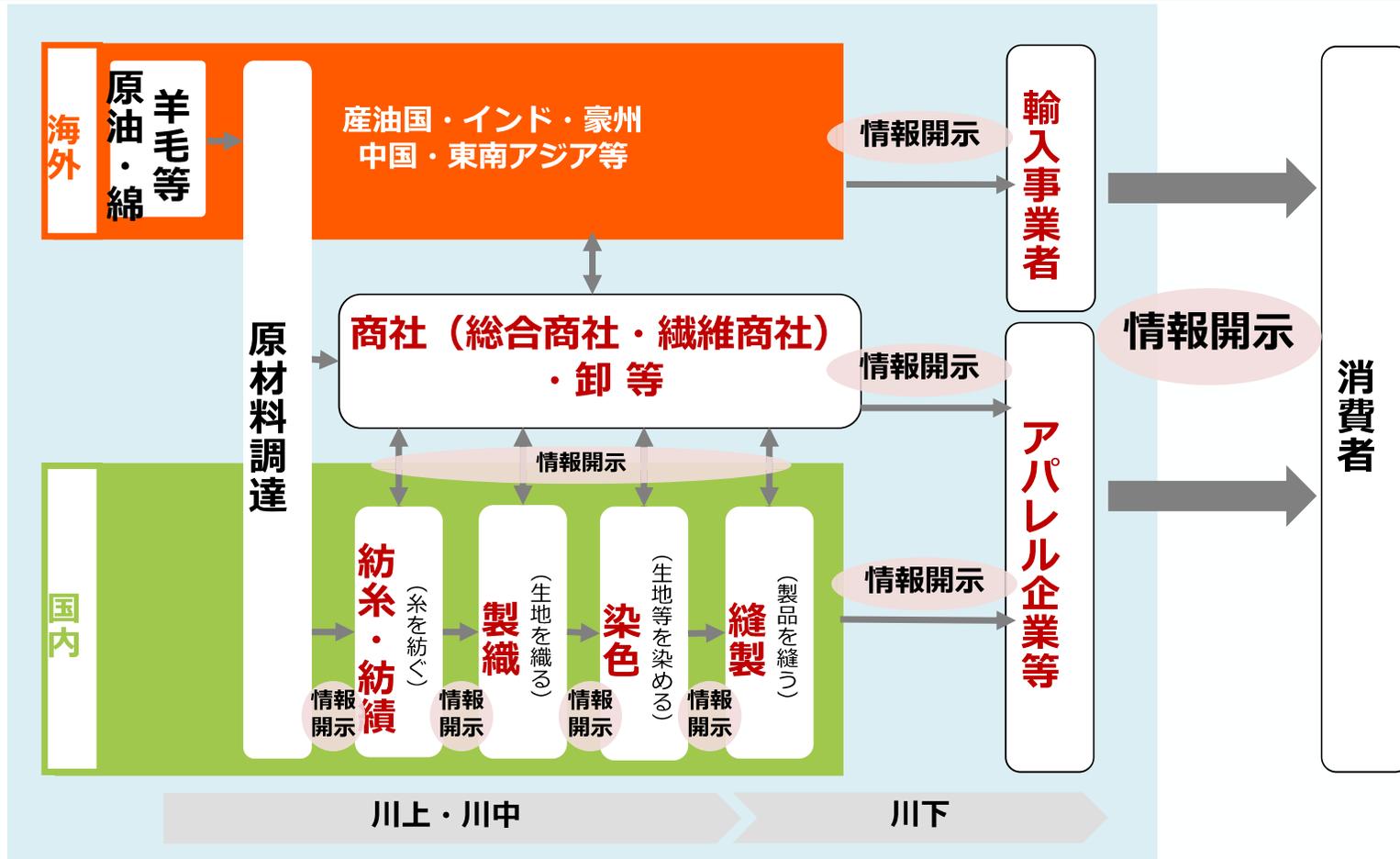
- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

環境配慮情報の開示について

- 我が国繊維産業が環境配慮を加速し、製品差別化を図るためには、繊維・アパレル企業が環境配慮設計に基づき製造された製品の価値を、消費者等の製品利用者へ積極的に伝えることも重要。海外、特に欧州においては、繊維製品における環境配慮に関する 情報開示の制度整備が進展し、一部の海外のアパレル企業は、既に情報開示の取組を開始。



(参考) CSRDにおける情報開示要求項目

- 欧州では、CSRDに基づき、企業のサステナビリティに関する情報開示要求が整理されているところ。現在は一部の大企業が報告義務の対象となっているが、今後はEU域内で一定規模の売上を持つEU域外企業も対応を求められる。また、報告義務の対象となる企業のサプライチェーン上にある中小企業についても対応を求められる可能性がある。
- なお、2025年2月に欧州委員会が公表したオムニバス法案により、CSRDの適用対象が大幅に縮小され、従業員数や売上要件の引き上げにより、従来の対象企業の約80%が報告義務から外れる見込み。

重要性評価に基づく、CSRDの開示要求項目	
環境	1. Climate change 気候変動（適応、緩和、エネルギー）
	2. Pollution 汚染（空気、水、土壌、生物及び食糧資源、環境負荷物質、マイクロプラ等）
	3. Water and marine Resources 水及び海洋資源
	4. Biodiversity and ecosystems 生物多様性及び生態系（直接要因、種への影響等）
	5. Circular economy サーキュラーエコノミー（資源流入、リソースの使用・流出、廃棄物）
社会	1. Own workforce 自社従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	2. Workers in the value chain バリューチェーン上の従業員（労働条件、平等な待遇と機会、その他労働権利）
	3. Affected Communities 影響を受けるコミュニティ（経済・社会・文化的権利、市民的・政治的権利等）
	4. Consumers and end-users 消費者とエンドユーザー（消費者・エンドユーザーへの情報関連の影響、安全）
ガバナンス	1. Business conduct 事業運営（企業文化、動物福祉、サプライヤーとの関係、贈収賄等）

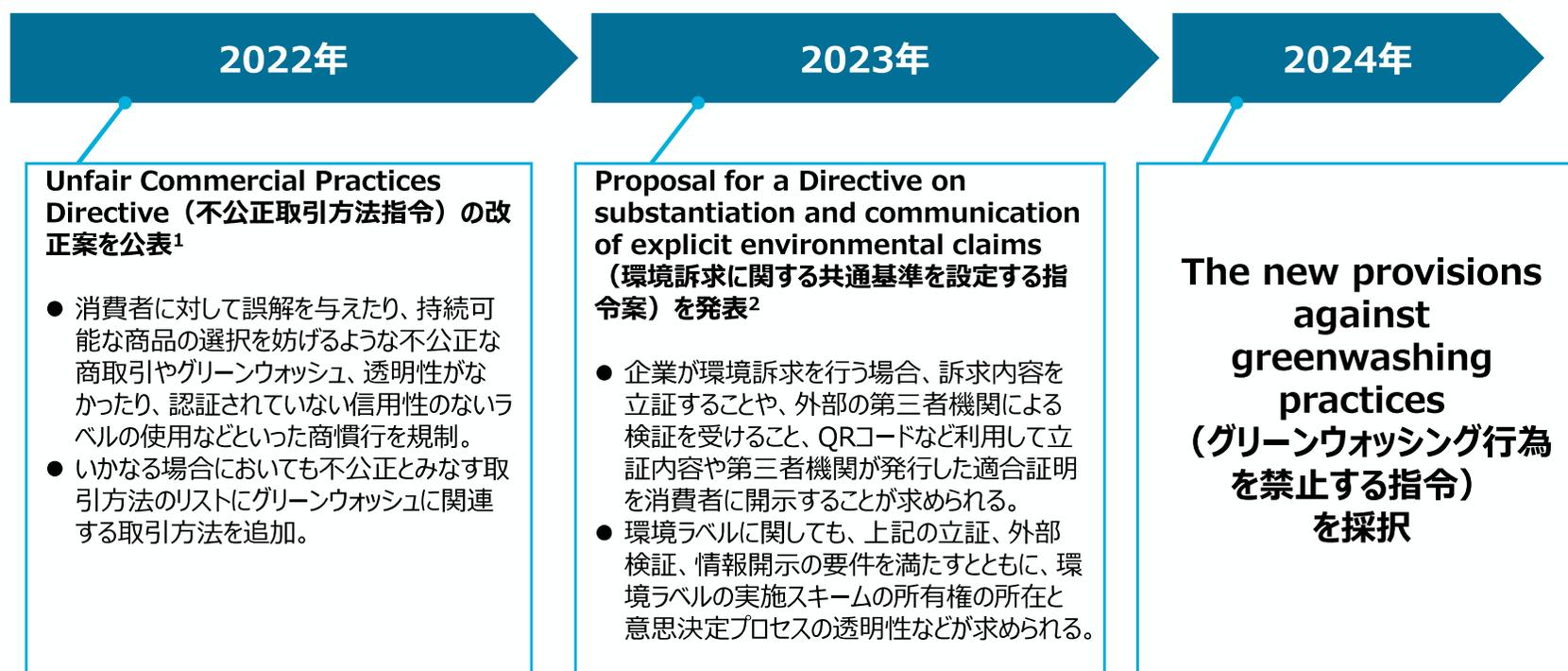
※CSRDにおける詳細な開示要求要件は欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）に基づく。

出典：COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) 2023/2772 of 31 July 2023 supplementing Directive 2013/34/EU of the European Parliament and of the Council as regards sustainability reporting standards (2023) (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202302772)

(参考) グリーンウォッシュを禁止する規定 (案) の採択

- 欧州委員会は、他国に先行してグリーンウォッシュに関する規制を強化し、2024年2月20日にUnfair Commercial Practices Directive (不公正取引方法指令) を改正し、グリーンウォッシュを禁止する指令を採択。
- 今後、加盟国による国内法化を経て、施行30カ月後から適用が開始される見込み。

EUにおけるグリーンウォッシュ規制の流れ



出典： 1. 株式会社日本総合研究所「グリーン・ウォッシングをどう規制すべきか？～EU の取り組みと日本への示唆～」(2023年7月20日)

2. EUROPEAN COMMISSION「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on substantiation and communication of explicit environmental claims」

3. Council of the European Union「Interinstitutional File:2022/0092(COD) (Subject : Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2005/29/EC and 2011/83/EU as regards empowering consumers for the green transition through better protection against unfair practices and better information - Outcome of the European Parliament's first reading) より株式会社日本総合研究所作成

繊維・アパレル産業における環境配慮情報開示ガイドライン（第1版）

- 消費者等に向けて、主体的に情報開示を行うことができるよう、2024年6月に策定。
- 国内外の制度動向の紹介や、情報開示が期待される項目を設定。さらに、中小企業の開示事例や用語集も掲載し、大半を占める中小企業の活用を後押し。
- 今後は、人権配慮に関する情報開示も求められることから、各社の海外展開を見据え、国際的な開示枠組み等との整合性を検討する。

情報開示が期待される項目一覧

- (1) 製造工程におけるエネルギー使用量
又は温室効果ガス排出量
- (2) 製造工程における水使用量
- (3) 環境に配慮した原料・素材の使用
- (4) 使用、廃棄に係る環境負荷
- (5) 化学物質の使用量
- (6) 販売製品の廃棄量
 - ① 繊維製品の製造企業における廃棄量
(製造工程で発生する残糸・捨て耳や裁断くず等)
 - ② アパレル企業における販売製品の廃棄量
- (7) 回収した衣料品の処分方法
- (8) 生物多様性に関する取組
- (9) その他環境配慮に関する取組

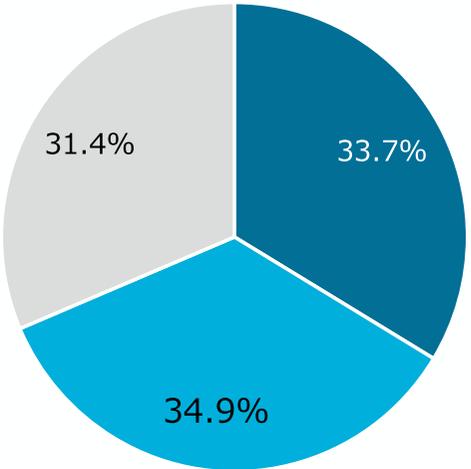
目標・今後の見通し

- 欧州等の状況も踏まえながら、**3年後**を目途に進捗状況をフォローアップし、対応について検討。
- **2026年**を目途として、**国内の大手アパレル企業**における情報開示を徹底。
- さらに、**2030年度**を目標として、**国内市場における主要なアパレル企業**において情報開示率を100%にすることを目指す。

環境配慮情報開示GLの普及率

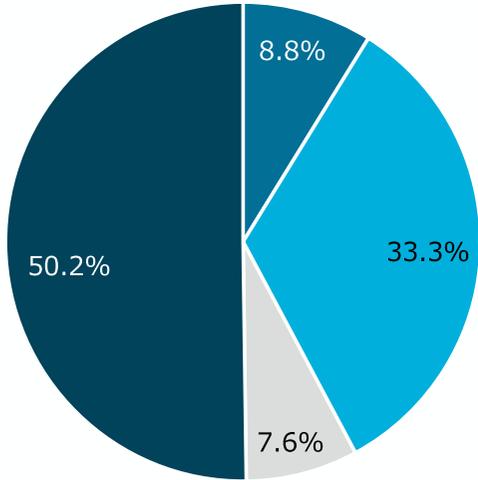
- 環境配慮情報開示ガイドラインの認知度は「知っている」と「聞いたことがある」で約69%、「知らない」は約31%（n=392、無回答19）。事業における活用状況は、「普段から活用」と「場合によって活用」で約42%（n=249、無回答162）。
- なお、2030年におけるKPIは、「国内の主要なアパレル企業における情報開示率を100%にする。」であることから、主要なアパレル企業の外縁の整理等が必要。

環境配慮情報開示GLの認知度



- 1. 聞いたことはあり、中身も知っている。
- 2. 聞いたことはあるが、中身は知らない。
- 3. 知らない。（聞いたことはない。）

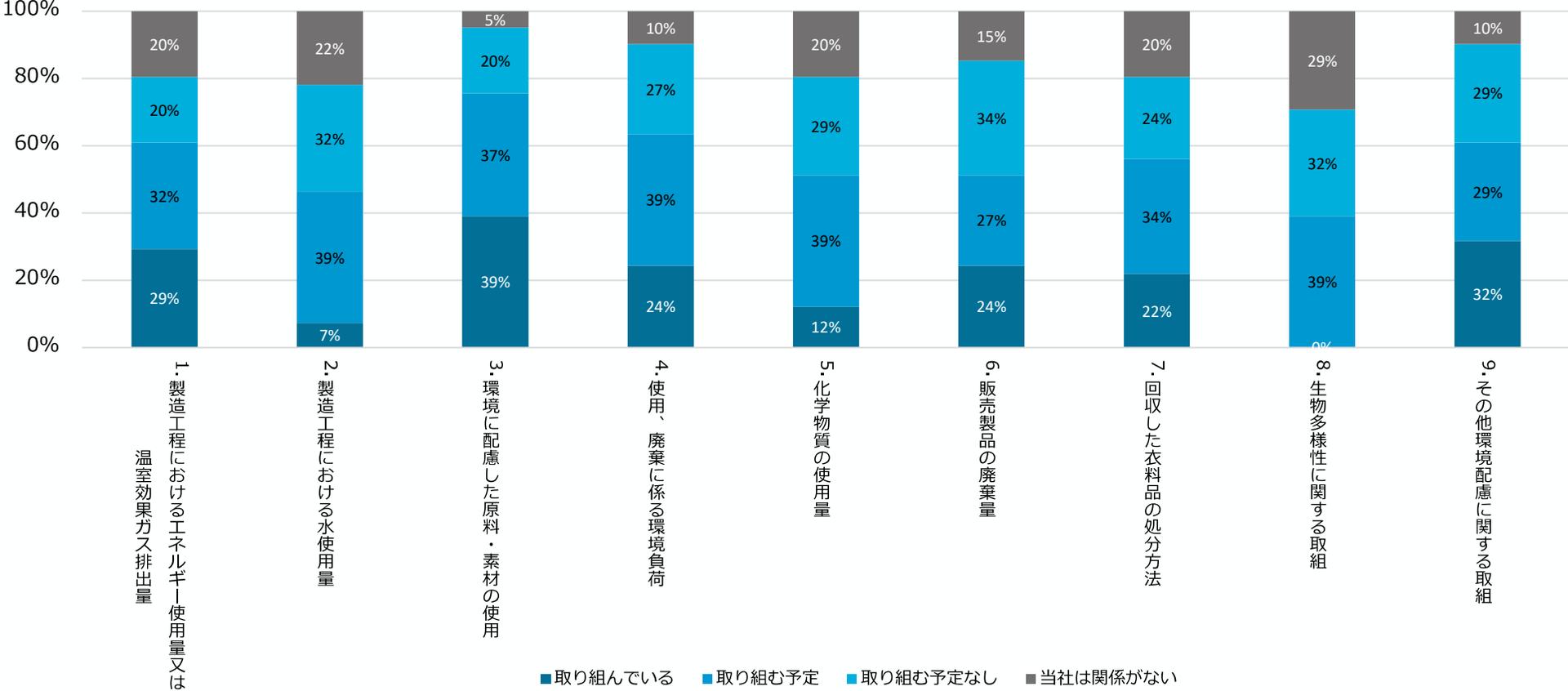
環境配慮情報開示GLの事業活用状況



- 1. 普段から事業で活用している。
- 2. 場合によっては活用している。
- 3. 活用したことがある。
- 4. 活用したことはない。

環境配慮情報開示GLの取組状況（日本アパレル・ファッション産業協会）

日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業の
環境配慮情報開示GL項目の取組状況



一つの項目でも開示に取り組んでいる事業者は、23社/41社。

現時点における「日本アパレル・ファッション産業協会に所属する企業の情報開示率」は推計56%。

※なお、全ての項目に取り組んでいる事業者はなかった。

リサイクル繊維のJIS/ISO化

- 現在、繊維製品においてリサイクル材料を使用して環境保全寄与を主張する商品が店頭に並ぶことがふえつつあるが、現在、これら製品のリサイクル材料の配合率や適合基準、表示方法の規定はなく、消費者に対して不正確な情報を与えることが懸念されている。
- これらの背景から、2023年度から、環境配慮型化学繊維、リサイクルウール紡績糸、リサイクルコットン紡績糸に関して、配合率や適合基準、表示方法を規定するJIS原案を、各業界団体において開発中。そのうち、環境配慮型化学繊維に関しては、2024年以降、国際標準化（ISO化）を目指した事業を開始している。

リサイクル化学繊維の規格概要（抜粋）

(1) リサイクル化学繊維の定義

回収材料から得られるリサイクル材料を原料として製造された化学繊維

(2) リサイクル化学繊維の種類及び名称

化学繊維用語において規定される化学繊維のうち、合成繊維及び半合成繊維は、化学繊維の用語の前に、“リサイクル”を付記する。

(3) リサイクル化学繊維の最低基準

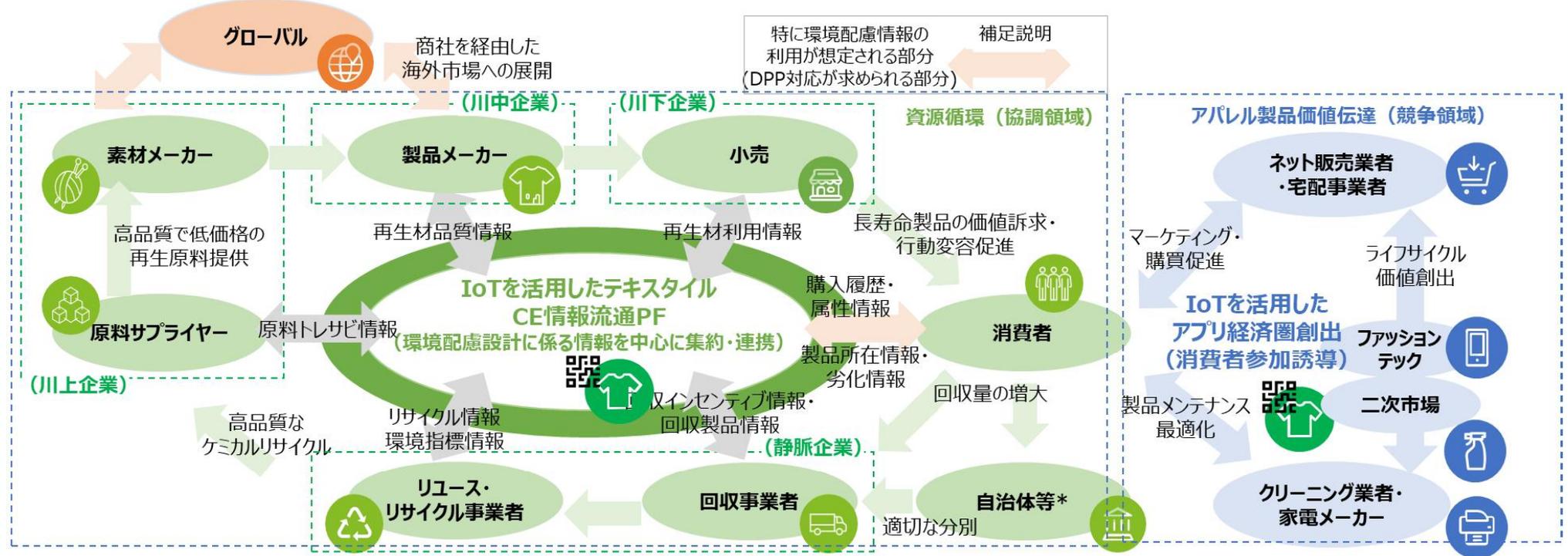
リサイクル化学繊維の質量に対するリサイクル材料の質量割合は、10 %以上でなければならない。

(4) リサイクル化学繊維の表示方法

(A)リサイクル化学繊維の種類 (B) リサイクル材料の質量割合

DPP対応を見据えた情報流通プラットフォームの構築

- 現在、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」の取組の中で、テキスタイル業界全体で、欧州規制（ESPR・DPP等）に対応しつつ、環境配慮設計の推進・繊維製品の資源循環・情報開示を後押しする仕組みとして、情報流通PFの構築に取り組んでいるところ。
- 将来的には、環境配慮情報をはじめとする様々な動静脈データの流通を実現し、繊維製品の付加価値を最大化を実現すると共に、我が国の繊維産業の競争力向上を目指すことを目的とする。



情報流通プラットフォームの構築のイメージ

- サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームが、サプライチェーン横断での情報連携と資源循環を促進し、繊維産業のサステナビリティ対応（認証対応、環境配慮設計、資源循環）を加速的に促進することを目的としているもの

本取組の達成イメージ



事業者にとってのメリット例

- 動脈企業全般** ① ④
- 円滑な業界認証の取得を通じ、**トレーサビリティ担保に係る負荷を軽減**（例：データ入力、証跡管理の負荷）
 - 素材・製品の良さ（特徴・強み等）を訴求し、企業イメージを構築・強化**するとともに、消費者におけるファストファッションを回避
 - トレーサビリティ担保によりサプライチェーンを強靱化
- 商社・ブランド** ②
- 資源循環に係る規制（委任法等）に対応し**海外市場への製品展開を拡大**
 - 海外システム（欧州DPP等）との円滑な接続を実現
- 二次販売・静脈企業** ③
- 二次販売市場等での製品価格上昇を踏まえた**新規ビジネスを創出**し、顧客との関係性を創造・強化
 - 正確・効率的に**素材・製品情報を把握**